

岩手県監査委員告示第11号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年 3月30日

岩手県監査委員 高 橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大 和
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 環境生活部環境生活企画室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年 8月25日

イ 本監査実施日 平成23年 9月13日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年10月 4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の契約に当たり、積算額を上回る金額で契約していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	環境生活企画室はもとより、本庁の部内職員を対象とした契約事務研修を行い、契約締結手続内容の周知を図った。 再発防止を図るため、施行伺、契約伺の起案に当たっては、起案者がチェックシートを作成して該当する項目を確認するとともに、各担当内及び管理担当においてもその内容を確認する体制とした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年 6月30日及び同年 7月12日

イ 本監査実施日 平成23年 9月 1日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年10月 4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託事業の随意契約に係る見積合せに当たり、無効とすべき見積書を有効なものとして取り扱っているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	起案内容及び項目ごとのチェックを複数の職員により行い、再発防止に努める。

3（1） 監査対象機関名 岩手県林業技術センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年 7月27日

イ 本監査実施日 平成23年 9月 9日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年10月 4日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払収入の徴収に当たり、調定後相当期間経過してから納入通知書を発行しているものが1件、117,222円あり	生産物売払いに係るチェックシートにより調定及び納付書の発行を確認するとともに、未決裁案件の有無を所属内

だったので、適正な事務の執行に努められたい。

で確認し、再発防止に努める。

4(1) 監査対象機関名 八幡平農業改良普及センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年7月12日

イ 本監査実施日 平成23年9月2日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成23年7月26日に返納処理を完了した。 今後はチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。